

デイサービスみつ葉の家

通所介護サービス利用契約書

第1条(目的)

本契約は、合同会社みつ葉(以下「乙」という。)が運営する地域密着型通所介護事業所「デイサービスみつ葉の家」において、介護保険法等関係法令及び契約の諸条件に従い、利用者(以下「甲」という。)が通所介護サービスを受けるにあたり、必要な事項を定めるものである。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約開始日である令和8年1月30日から開始し、甲の要介護認定の有効期間終了日までとする。ただし、更新の申出があり乙が承諾した場合、本契約は引き続き有効とする。

第3条(サービスの内容)

乙は、重要事項説明書に基づき、甲のケアプランおよび地域密着型通所介護計画に従い、食事・入浴・排せつ・機能訓練・送迎・レクリエーション等のサービスを提供する。

第4条(通所介護計画の作成および変更)

乙は、甲の心身の状況、家族の意向等を踏まえたアセスメントを行い、個別の地域密着型通所介護計画を作成する。変更が必要な場合は、甲の同意を得て速やかに変更を行う。

第5条(サービスの提供・記録・変更)

乙は、計画に基づきサービスを提供し、内容を記録・保存する。記録は原則として2年間保管し、甲または家族からの閲覧請求に応じる。

第6条(サービスの中止および変更)

甲は、いつでもサービスの中止・変更を申し出ることができる。乙は、心身の状態悪化、迷惑行為、長期未払い等がある場合、サービス提供の中止または契約解除を行うことがある。

第7条(損害賠償)

乙は、自己の故意または重大な過失により甲に損害を与えた場合、その損害を補償する。乙は、福祉事業者賠償責任保険に加入しており、補償はその範囲内で行う。

第8条(利用料および支払方法)

甲は、介護保険サービスの自己負担分および保険外サービス料(食費、おむつ代等)を、翌月 25 日までに乙の指定する方法(振込・口座振替・現金)により支払うものとする。

第 9 条(契約の解除)

本契約は、甲または乙が正当な理由により解除を申し出た場合、または契約終了事由が発生した場合に終了する。

第 10 条(甲の解約権)

甲は、14 日以上前の予告をもって、いつでも本契約を解約することができる。

第 11 条(乙の解約権)

乙は、以下のいずれかに該当する場合、30 日以上前の予告により契約を解除することができる

- (1) 利用料の 2 か月以上の滞納
- (2) サービス提供が著しく困難な心身状態の悪化
- (3) 他利用者または職員に対する迷惑行為の反復
- (4) その他継続困難な重大な事由

第 12 条(契約の終了)

以下の場合、本契約は自動的に終了する

- (1) 甲の要介護認定が無効または喪失されたとき
- (2) 甲が施設へ入所したとき
- (3) 甲が死亡したとき

第 13 条(事故発生時の対応および損害賠償)

乙は、サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに甲の家族・市町村・関係機関へ連絡し、必要な対応を行う。損害が発生した場合は保険の範囲内で補償する。

第 14 条(合意管轄)

本契約に関する紛争については、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 15 条(準拠法)

本契約は、介護保険法その他の法令および行政指導に準拠して解釈・運用される。

【契約書署名欄】

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、署名押印の上、甲乙各 1 通ずつ保有します。

